

新旧対照表

現 行	改 定	主な変更・追加等
広島市週休２日工事等試行要領（土木工事） <前略> （工事成績評定） 第８条 発注者は、対象期間において週休２日等を達成できた場合、工事成績評定の「２. 施工状況」、<u>「II. 工程管理」の「その他」及び「５. 創意工夫」</u>において評価するものとし、受注者へ通知する「工事成績総括評定書」の「８. その他特記事項」において施工実績を証明するものとする。 なお、評定の対象とならないものについては、「休日取得計画表」等により施工実績を証明するものとする。 ２ 発注者は、明らかに週休２日等に取り組む姿勢が見られなかった場合、受注者への聴き取りを実施し、その結果を技術管理課へ報告すること。 ３ 週休２日等を達成できなかった場合において、減点（ペナルティ）は行わないものとする。 <中略> 附則 この要領は、令和６年８月１５日から施行する。（令和６年８月１５日以降の積算から適用。） <後略>	広島市週休２日工事等試行要領（土木工事） <前略> （工事成績評定） 第８条 発注者は、対象期間において週休２日等を達成できた場合、工事成績評定の「２. 施工状況」<u>の</u>「II. 工程管理」<u>の</u>において評価するものとし、受注者へ通知する「工事成績総括評定書」の「８. その他特記事項」において施工実績を証明するものとする。 なお、評定の対象とならないものについては、「休日取得計画表」等により施工実績を証明するものとする。 ２ 発注者は、明らかに週休２日等に取り組む姿勢が見られなかった場合、受注者への聴き取りを実施し、その結果を技術管理課へ報告すること。 ３ 週休２日等を達成できなかった場合において、減点（ペナルティ）は行わないものとする。 <中略> 附則 この要領は、令和６年８月１５日から施行する。（令和６年８月１５日以降の積算から適用。） <u>附則</u> <u>この要領は、令和７年１月１日から施行する。（令和７年１月１日以降の工事成績評定を行う工事から適用。）</u> <後略>	「II.工程管理」の「その他」及び「5.創意工夫」での評価することを削除 附則を追記